



各報道機関 様

KJ00642387

2026年5月15日

発信課	福祉安心部長寿社会課
担当者	澁谷
連絡先	電話 25-5273
	FAX 29-6404
	E-mail chojushakai@city.asahikawa.lg.jp

分類	イベント・行事 [] 募集 [O] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 []
日程	令和8年6月8日 8時45分 ~ 令和8年8月31日 17時15分
発表項目 (行事名)	65歳以上の自宅で暮らしている方を対象に補聴器購入費の一部を助成します
概要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>65歳以上の自宅で暮らしている方を対象に補聴器購入費の一部を助成することで、聴力低下により閉じこもりにならないよう外出及び地域交流を支援し、もって高齢者の介護予防と福祉の増進に資することを目的としています。</p> <ol style="list-style-type: none">助成金額 1人5万円まで上限件数 各50人(応募が上限件数を超えた場合は抽選)モデル事業への参加申込の募集期間 第1回: 令和8年6月8日から令和8年6月30日まで 第2回: 令和8年8月10日から令和8年8月31日まで (第1回、第2回ともに消印有効)
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道(取材)に当たってのお願い	本事業について御掲載いただく際は、添付ファイル記載の助成対象者の要件も併せて御記入いただきますようお願いいたします。
備考	

65歳以上の自宅で暮らしている方を対象に 補聴器購入費の一部を助成します



今年、お申し込みの際に「市の**医師意見書**（医師記入済みのもの）」と**参加申込書**が必要です。
まずは、市の医師意見書の用紙を取得し、耳鼻咽喉科を受診しましょう。医師から「補聴器が必要」と認められた方が、お申し込みの対象となります。

モデル事業への参加申込の受付期間と助成金額

⚠ **重要**: 申し込みは、第1回か第2回のいずれか1回のみ可能です

第1回：令和8年**6月8日**から令和8年**6月30日**まで（消印有効）**上限50人**

第2回：令和8年**8月10日**から令和8年**8月31日**まで（消印有効）**上限50人**

（※応募が上限を超えた場合は第1回、第2回ともに抽選）

助成金額：補聴器購入費として1人 50,000円まで

助成対象者

次の要件のすべてを満たす方

- ①旭川市民で65歳以上の方（令和8年度に65歳になる方を含む）
- ②自宅で生活している方（グループホームなどの施設を除く）
- ③身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていない方、かつ交付対象にならない方
- ④左右の耳それぞれで聴力レベルが40デシベル以上の方（普通のお話の大きさが聞き取りにくい程度）
- ⑤耳鼻咽喉科医から補聴器の使用が必要と認められる方
- ⑥補聴器の購入前・後に、市のアンケート調査に回答いただける方



注意事項

- ※ 次の費用については助成対象外です
 - ・ **助成決定前に購入した補聴器の購入費**
 - ・ 補聴器付属品や集音器の購入費、補聴器の修理費やメンテナンス費
 - ・ 耳鼻咽喉科の受診に係る費用（診察料、検査料、文書料など）
- ※ 両耳・片耳問わず助成は1人1回限りです
- ※ 購入先は、認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店に限ります。



お問い合わせ先・申込先

〒070-8525 旭川市7条通9丁目 総合庁舎2階14番窓口
旭川市 福祉安心部 長寿社会課 地域支援係
電話 0166-25-5273



← 市のホームページはこちらです

手続きの流れについては裏面をご覧ください



手続きの流れ

《 申込～参加決定まで (①～④) 》

① 「参加申込書」と「医師意見書」の用紙を取得

- 「参加申込書」と「医師意見書」の用紙を、市の公式ホームページ、各支所、地域包括支援センター、または総合庁舎2階14番窓口で取得します

② 耳鼻咽喉科を受診

- 「医師意見書の用紙」を耳鼻咽喉科へ持っていき、補聴器が必要かどうかの判断を受けます
- 補聴器が必要と認められた場合は、「医師意見書」と「オーディオグラム（聴力検査結果）」を受け取ります

③ 「参加申込書」と「医師意見書」と「オーディオグラム（聴力検査結果）」を市に提出

- 「参加申込書」と「医師意見書」と「オーディオグラム（聴力検査結果）」を郵送または、総合庁舎2階14番窓口で提出します（今年はオンライン申請の実施はありません）

④ 市の審査後、必要書類が届く

- 市の審査後、モデル事業の参加が決まった方には、「参加決定通知書」「助成申請書」「購入前アンケート」が郵送で届きます
- 参加申し込みが上限件数の50件を超えた場合、抽選により選定します（選外の場合でも市から結果通知が届きます）

《 参加決定後～ (⑤～⑨) 》

⑤ 補聴器販売店で見積書をもらう

- 「参加決定通知書」を補聴器販売店に持って行き、見積書をもらいます（指定販売店一覧は市ホームページに掲載しています）

⑥ 必要書類を市に提出

- 「助成申請書」「購入前アンケート」「見積書」を郵送または総合庁舎2階14番窓口で市に提出します

⑦ 市の審査後、必要書類が届く

- 市の審査後、「助成決定通知書」と「助成金請求書兼委任状」が郵送で届きます

⑧ 補聴器販売店で補聴器を購入

- 「助成決定通知書」と「助成金請求書兼委任状」を補聴器販売店（見積書もらった店舗）に持っていき、補聴器を購入します
- 購入金額と助成金額の差額を支払い、領収書をもらいます

⑨ 購入後アンケートを提出

- 補聴器の購入後に「購入後アンケート」が郵送で届くので、返信用封筒で市に提出します